

佐用町企業立地促進条例 (平成17年10月1日条例第116号)

最終改正:令和3年9月24日条例第29号

改正内容:令和3年9月24日条例第29号 [令和3年9月24日]

○佐用町企業立地促進条例

平成17年10月1日条例第116号

改正平成20年6月26日条例第27号
平成22年12月27日条例第39号
平成29年12月25日条例第38号
令和2年12月4日条例第47号
令和3年9月24日条例第29号

佐用町企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本町内に企業の立地を促進するため奨励措置を講じ、もって本町の産業の振興と雇用機会の確保を図り、町勢の伸展と町民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規成長事業 営利を目的とし、継続して物品の製造、加工若しくは情報通信事業に供する目的の事業、及び産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）第2条第1項に規定する事業をいう。
- (2) 新規成長事業用施設 前号に規定された事業のための施設をいう。
- (3) その他施設 資材製品置場、事務所、産業排水処理施設、し尿処理施設、人工緑地等をいう。
- (4) 新設 町内に新規成長事業用施設を有しなかった者が、町内で初めて新規成長事業用施設を建設することをいう。
- (5) 増設 町内で既に新規成長事業用施設を有する者が、生産規模を拡大する目的で当該地及び新たな土地に新規成長事業用施設を建設することをいう。
- (6) 移転 本町内に新規成長事業用施設を有する者が当該新規成長事業用施設を町内の新たな土地に移設することをいう。
- (7) 事業者 新規成長事業用施設の新設、増設又は移転（以下「設置」と総称する。）を行う者をいう。
- (8) 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する経費をいう。
- (9) 常用従業員 設置した新規成長事業用施設の操業開始に伴い、町内に住所を有する者が、当該新規成長事業用施設に常時雇用される従業員（健康保険法（大正11年法律第70号）第13条に規定する健康保険の被保険者となっている者をいう。）として、新たに雇用された者であってその雇用の日が操業開始日前であるときは、操業開始の日から起算して1年以上継続して使用された者をいい、操業開始日以降新たに雇用された者にあつては、操業開始の日から起算して1年の間に雇用された者であつて、その雇用の日から継続して1年以上使用されていた者をいう。
- (10) 年度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する普通地方公共団体の会計年度で、毎年4月1日から翌年の3月31日までをいう。

(指定の申請)

第3条 第5条の指定事業者としての指定を受けようとする事業者は、指定の申請を町長にしなければならない。

(指定事業者の申請基準)

第4条 前条の申請をしようとする事業者は、新規成長事業用施設の設置に際して環境基本法（平成5年法律第91号）その他法令等に定める公害の発生防止のための適切な計画がなされなければならない。

(指定事業者の決定)

第5条 町長は、第3条の申請事業者のうち第1条の目的を達成するため、前条の申請の基準に適合すると認められる事業者を指定事業者として決定する。

(奨励措置)

第6条 町長は、前条の規定により決定した指定事業者から奨励金の交付申請があつた場合で、次のいずれかに該当する場合は、予算の範囲内で次の各号に掲げる奨励措置を行うことができるものとする。ただし、当該各号の奨励措置の合計額は、1指定事業者について1年度20,000,000円を限度とする。

- ア 新設の場合 新設に係る新規成長事業用施設への投下固定資産額が、50,000,000円以上であること。
- イ 移転の場合 移転に伴う新たな投下固定資産額が、50,000,000円以上であること。
- ウ 増設の場合 増設に係る新たな投下固定資産額が、50,000,000円以上であること。

- (1) 新規成長事業用施設設置奨励金の支給 新規成長事業用施設が操業を開始した日以後において、当該新規成長事業用施設に対して最初に固定資産税が賦課された年度から3箇年度、増設のときは2箇年度における各年度の固定資産税額(土地に係る奨励金については、新規成長事業施設及びその他の施設の設置に伴い、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。)を行った土地のうち、第2条第1号及び第2号に規定する施設とその他の施設(人口緑地を除く。)の面積部分の土地に賦課された固定資産税額とする。)、で、佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年佐用町条例第24号)第2条又は佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例(令和3年佐用町条例第28号)第2条の規定により課税が免除された当該固定資産税額のうち、当該新規成長事業用施設に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40条)第26条又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第24条の規定により、基準財政収入額となるべき額から控除される額に相当する額とする。
- (2) 雇用奨励金の支給 事業の用に供するに伴う常用従業員数が5人以上である場合は、その常用従業員1人につき50,000円を乗じて得た額とし、同一人につき1回限り支給するものとする。
- (3) 緑化奨励金の支給 新規成長事業用施設の新設時における人口緑地面積の10㎡当たり4,000円を乗じて得た額の3分の2以内の額(実工事費がその額に満たない場合は、その実工事費の額とする。)とし、3,000,000円を限度として1回限り交付するものとする。

(便宜の供与)

第7条 町長は、前条の奨励措置のほか、次の各号に掲げる便宜を供与することができる。

- (1) 新規成長事業用施設の設置に必要な資料の提供
- (2) 新規成長事業用施設用地の取得、従業員の確保、輸送施設の整備等の協力
- (3) その他町長が必要と認める事項

(届出)

第8条 指定事業者は、第3条の申請内容及び次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 新規成長事業用施設の設置に係る計画を変更したとき。
- (2) 新規成長事業用施設の設置に係る工事に着手したとき。
- (3) 新規成長事業用施設の設置に係る工事が完了したとき。
- (4) 設置した新規成長事業用施設が操業を開始したとき。
- (5) 奨励措置該当期間内に当該新規成長事業用施設の操業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、第1条に掲げる目的を達成し得ない事由が発生したとき。

(指定の取消し等)

第9条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは指定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条に規定する指定の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 前条第5号の規定による届出があったとき、又は届出がないときでも休止の状態にあり、その期間が6箇月を経過したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励金を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この条例に違反したとき、又は町長が取消しの必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による指定の取消し等の措置を決定したときは、指定事業者に通知するものとする。

(加算金、延滞金)

第10条 町長は、前条の規定により奨励金の返還を命じた指定事業者に対し、加算金又は延滞金の納付を命ずることができる。

(指定の承継)

第11条 相続、合併、無償譲渡等の理由により、事業者に変更が生じたときは、当該新規成長事業用施設経営の承継者は、町長にその旨を届け出て、引き続き指定を受け奨励措置を受けることができる。

2 町長は、前項により当該新規成長事業用施設の承継者と認めたときは、前指定事業者に行った奨励措置を通算の上、第6条第1項のただし書中の奨励限度額及び同条同項第1号の奨励期間の範囲において、承継者に奨励措置を講ずることができる。

(指示事項の遵守)

第12条 指定事業者は、町長が事業報告を求める等奨励措置の適用に関して指示をしたときは、これに従わなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐用町工場誘致条例(昭和59年佐用町条例第11号)、上月町企業立地

促進条例（昭和60年上月町条例第21号）又は三日月町企業立地促進条例（昭和63年三日月町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年6月26日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に指定事業者として決定したものの奨励措置については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月27日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第38号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年7月31日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年7月31日以後に新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に係る課税免除について適用し、同日前に新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に係る課税免除については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月4日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月24日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐用町企業立地促進条例の規定は、令和3年4月1日以後に新設、増設又は移転（以下この項において「設置」という。）された佐用町企業立地促進条例に規定する新規成長事業用施設（以下この項において「新規成長事業用施設」という。）に対する奨励金の支給について適用し、同日前に設置された新規成長事業用施設に対する奨励金の支給については、なお従前の例による。